

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《鳥取県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
車載用ディスプレイ公道実験における交通量が少ない道路での道路使用許可の緩和	道路交通法第 77 条第 1 項	<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通量の多寡のみによって交通の妨害の程度等を判断することはできず、個別の道路使用許可の可否の判断は、警察署長が行為の内容、道路の状況、交通の実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があることから、これを届出制度とすることはできない。 <p>→ 許可の迅速化など手続きの簡素化ができないか、警察庁に継続協議。</p>	なし
入国審査の簡素化(対面式入国審査・写真撮影・指紋採取の省略)、すべての外国クルーズ客船への船上入国審査の実施	入管法第 6 条、入管法施行規則第 5 条	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人識別情報(特に指紋)の提供の省略については、同制度がテロの未然防止対策として導入された経緯から適当でない。 ● 昨年入管法改正により、法務大臣の指定するクルーズ船の外国人乗客を対象に、簡易な手続(顔写真撮影の省略等)で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)等を創設(平成 27 年 1 月施行)。 ● 公海上での海外臨船審査については、現在、実施に向けて検討を進めている。 <p>→ 公海上での海外臨船審査に係る検討状況についてフォローしながら、提案自治体に対して必要な情報提供を行う。</p>	なし
中山間地域等直接支払の補助金の返還免除	中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 9 の 1	<p>【農林水産省】</p> <p>中山間地域等直接支払交付金における交付対象農地の転用等が行われた場合の交付金の返還ルールについては、平成 27 年度からの本制度の第 4 期対策への移行に向けて、現場のニーズも踏まえ、制度の趣旨が損なわれないよう留意しつつ、どのような対応が可能か検討していく考えである。</p> <p>→ 検討状況をフォローしてまいりたい。</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
農用地区域内における水産養殖施設等の設置	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、第15条の2	<p>【農林水産省】</p> <p>地域再生法の一部を改正する法律において、市町村が作成する地域再生計画等に基づき、農林水産業の6次産業化に資する施設等（水産養殖施設、農家レストラン等を含む。）を整備する場合には、農用地区域からの除外や農地転用許可の特例を措置したところである。</p> <p>また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域に設置できることとしている。</p> <p>→ 施設が多岐にわたるため、具体的な計画があれば農林水産省と協議してまいりたい。</p>	なし
農地転用許可の権限移譲	農地法第4条、第5条	<p>【農林水産省】</p> <p>農地転用許可権限については、地方分権改革有識者会議の農地・農村部会において、全国的な対応について検討が行われているところである。</p> <p>また、農林水産省としては、平成21年の農地法改正法の附則第19条の規定及び昨年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）も踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。</p> <p>→ 上記検討の推移を見つつ、引き続き特区としての対応を農林水産省に要請する。</p>	なし